

閱 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

令和4年第2回定例市議会提出議案

(予 算 案 を 除 く 。)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
	(報 告)	
5	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度藤井寺市病院事業会計補正予算(第3号))	1
6	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度藤井寺市駐車場特別会計補正予算(第1号))	2
7	令和3年度藤井寺市一般会計補正予算(第15号)に関する承認案件の訂正について	3
8	令和3年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	4
9	令和3年度藤井寺市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について	6
10	令和3年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	8
11	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度藤井寺市一般会計補正予算(第3号))	10
	(議 案)	
32	市税条例等の一部改正について	11
33	職員の修学部分休業に関する条例の制定について	16
34	藤井寺市介護保険条例の一部改正について	19
35	藤井寺市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	21
	(諮 問)	
1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	23

このほかの提出議案

- 報告番号 12 公益財団法人藤井寺市地域サービス公社の経営状況の報告について
- 13 公益財団法人藤井寺市勤労者互助会の経営状況の報告について

- 議案番号 36 令和4年度藤井寺市一般会計補正予算（第4号）について
- 37 令和4年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について
- 38 令和4年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第2号）につ
いて
- 39 令和4年度藤井寺市病院事業会計補正予算（第2号）について

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて（令和3年度藤井寺市病院事業
会計補正予算（第3号））

令和3年度藤井寺市病院事業会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて（令和3年度藤井寺市駐車場特別
会計補正予算（第1号））

令和3年度藤井寺市駐車場特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

報告第7号

令和3年度藤井寺市一般会計補正予算(第15号)に関する承認案件の
訂正について

令和4年5月18日承認に係る令和3年度藤井寺市一般会計補正予算(第15号)
について、別紙のとおり訂正したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第
179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

報告第 8 号

令和 3 年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、
令和 3 年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

令和3年度藤井寺市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	地方債	
			円	円	円	円	円	円
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	転出・転入手続きのワンストップ化対応に係る住民記録システム改修業務	4,565,000	4,565,000	0	4,565,000	0	0
3. 民生費	1. 社会福祉費	子育て世帯等臨時特別支援給付金（住民税非課税世帯等）事業（時間外勤務手当・消耗品費・修繕料・通信運搬費・手数料・委託料・使用料及び賃借料・補助金）	949,156,000	512,181,000	0	512,181,000	0	0
3. 民生費	2. 児童福祉費	児童手当制度改正電算業務	3,355,000	3,355,000	0	3,355,000	0	0
3. 民生費	2. 児童福祉費	子育て世帯等臨時特別支援給付金（子育て世帯）事業（時間外勤務手当・通信運搬費・手数料・使用料及び賃借料・補助金）	4,000,000	3,930,000	0	3,930,000	0	0
7. 土木費	4. 都市計画費	まちづくり検討業務	4,730,000	4,730,000	0	1,500,000	0	3,230,000
9. 教育費	2. 小学校費	市立小学校における感染症対策事業（消耗品費・手数料・備品購入費）	10,350,000	10,350,000	0	5,175,000	0	5,175,000
9. 教育費	3. 中学校費	市立中学校における感染症対策事業（消耗品費・手数料・備品購入費）	4,500,000	4,500,000	0	2,250,000	0	2,250,000
合 計			980,656,000	543,611,000	0	532,956,000	0	10,655,000

報告第9号

令和3年度藤井寺市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、令和3年度藤井寺市一般会計予算事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月7日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

令和3年度藤井寺市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
9. 教育費	2. 小学校費	小学校施設管理事業 (修繕料)	円 1,870,000	円 0	円 1,870,000	円 0	円 1,870,000	円 0	円 0	円 1,870,000	新型コロナウイルス感染症の影響により、遊具の現場施工・組立に必要な部品及び資材の納期が遅れたため。

報告第10号

令和3年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和3年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月7日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

令和3年度藤井寺市公共下水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予 算 計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越る資産の購入限度額	説 明
						企業債	国庫補助金	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和2・3年度 第20工区工事	円 215,355,000	円 106,930,000	円 108,425,000	円 95,400,000	円 13,000,000	円 25,000	円 0	円 0	現場と設計で条件の相違があり、変更により時間を要したため。
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和3・4年度 第30工区工事	円 42,045,000	円 18,680,000	円 23,365,000	円 14,300,000	円 9,000,000	円 65,000	円 0	円 0	請負業者より前払金及び完了一括払金での申し出があったため。
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和3年度林1 マンホールポン プ場制御盤更新 業務	円 3,256,000	円 0	円 3,256,000	円 3,200,000	円 0	円 56,000	円 0	円 0	部品の供給に遅れが生じたため。

報告第11号

専決処分の承認を求めることについて(令和4年度藤井寺市一般会計補
正予算(第3号))

令和4年度藤井寺市一般会計補正予算(第3号)について、地方自治法(昭和
22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したの
で、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

議案第 3 2 号

市税条例等の一部改正について

市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 7 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和 4 年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）の公布に伴い、給与所得者の扶養親族等申告書及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項等に係る改正、住宅ローン控除の延長及び控除率の引き下げ、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備、配当等及び株式等譲渡所得に係る課税方式等を、所得税の確定申告書の記載によってのみ適用する規定の整備その他所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

市税条例等の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 市税条例(昭和56年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第9条中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第18条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第18条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第24条の2第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の府民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税」に改める。

第27条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第28条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)

の氏名

第28条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第76条の2第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第4条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第9条第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第12条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第14条の4第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第14条の4の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第14条の4の2第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこ

の項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第 2 2 条を削る。

（市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 市税条例等の一部を改正する条例（令和 3 年藤井寺市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、市税条例第 2 8 条の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 1 6 歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢 1 6 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中市税条例第 1 8 条第 4 項及び第 6 項、第 2 4 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 2 7 条第 1 項ただし書並びに第 5 3 条の改正規定、同条例附則第 9 条第 2 項、第 1 4 条の 4 第 4 項並びに第 1 4 条の 4 の 2 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに附則第 3 条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中市税条例第 9 条及び第 7 6 条の 2 第 1 項の改正規定並びに次条及び附則第 4 条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 2 4 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第 9 条（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 8 2 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 2 0 条の 1 0 の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 2 8 条の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第 1 条の規定による改正前の市税条例（次項において「旧条例」という。）第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出した同項及び同条第 2 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第76条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議案第 33 号

職員の修学部分休業に関する条例の制定について
職員の修学部分休業に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 7 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 2 の規定に基づき、職員が公務に関する能力の向上に資する目的で勤務時間の一部を休業して教育施設に修学することを認めるため、新たに条例を制定するものである。

藤井寺市条例第 号

職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業について必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業)

第2条 修学部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学及び高等専門学校
- (2) 学校教育法第124条の規定による専修学校
- (3) 学校教育法第134条の規定による各種学校
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる教育施設で任命権者が定めるもの

3 法第26条の2第1項の条例で定める修学に必要なと認められる期間は、2年とする。

(修学部分休業取得中の給与)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(修学部分休業の承認の取消事由)

第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第34号

藤井寺市介護保険条例の一部改正について

藤井寺市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月7日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号被保険者の保険料を、令和4年度においても減免するため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市介護保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市介護保険条例（平成12年藤井寺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項中「令和2年度分」を「令和3年度分」に、「令和3年3月中」を「令和4年3月中」に、「令和3年4月1日以降」を「令和4年4月1日以降」に、「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

藤井寺市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 6 月 7 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

片 山 敬 子

生 田 達 也

提案理由

現委員國下尊央氏及び瀬川覚氏が、令和 4 年 7 月 19 日を以って辞任するため、後任として任命するものである。

住所

[REDACTED]

片 山 敬 子
[REDACTED] 生

住所

[REDACTED]

生 田 達 也
[REDACTED] 生

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和4年6月7日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

福 本 龍 子

辻 美 穂 子

東 野 恵 子

樋 口 真 須 人

提案理由

福本龍子氏は、令和4年6月30日任期満了、辻美穂子氏及び東野恵子氏は、令和4年12月31日任期満了によるものであり、樋口真須人氏は、新たな委員として推薦するものである。

住所

福 本 龍 子
生

略 歴

平成 2年 4月 藤井寺市青少年指導員

同 15年10月 藤井寺市人権を守るまちづくり審議会委員

同 元年 7月 人権擁護委員（現在に至る）

住所

[Redacted]

辻 美穂子

[Redacted] 生

略 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

同 22年10月 人権擁護委員

[Redacted]

同 25年10月 人権擁護委員

同 29年 1月 人権擁護委員

令和 2年 1月 人権擁護委員（現在に至る）

住所

東 野 恵 子
生

略 歴

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

同	19年12月	藤井寺市民生委員児童委員（現在に至る）
同	22年10月	人権擁護委員
同	25年10月	人権擁護委員
同	29年 1月	人権擁護委員

[Redacted]

令和	2年 1月	人権擁護委員（現在に至る）
----	-------	---------------

